令和８年度　労働者向けセミナー　Ⅲ

受講料　無料
手話サービスあり

【セミナー＆相談会】

働く人のためのハラスメントセミナー

～パワハラ・セクハラ・マタハラ・カスハラなど判例から学ぶ対処法～

セクハラ、マタハラ、パワハラに続いて、カスタマーハラスメントや就活セクハラについても令和８年 10 月から全企業に対して防止措置が義務化されました。法整備は進んできているものの、職場におけるハラスメントは依然として収まる気配はなく、ハラスメントの相談や紛争が後を絶ちません。もしもハラスメントを受けたら、私たちはどのように対処すればいいのでしょうか。そして、ハラスメントから身を守るためにはどのような対応策が有効なのでしょうか。本セミナーでは、豊富な判例をもとにハラスメント問題への具体的な対処法などについて、専門家が詳しく解説します。さらに講演の後には、ハラスメントに関する個別相談会を開催します。

日程	時間	内容
12月1日（火）	13：30 ～ 15：30	**【パワーハラスメント、カスタマーハラスメント】** 〇定義・判断基準 〇法規制のあらまし 〇判例解説 〇ハラスメントを受けた時にどのように対処すればいいのか
	15：30 ～ 16：30	**【相談会（個別質問）】** 相談員（新村講師、当所労働相談担当職員） 相談内容に応じて個別にご相談をお受けいたします。
12月18日（金）	13：30 ～ 15：30	**【セクシュアルハラスメント、マタニティハラスメント、就活ハラスメント】** 〇定義・判断基準 〇法規制のあらまし 〇判例解説 〇ハラスメントを受けた時にどのように対処すればいいのか
	15：30 ～ 16：30	**【相談会（個別質問）】** 相談員（新村講師） 相談内容に応じて個別にご相談をお受けいたします。

■ 講　　師　**弁護士　新村　響子氏**

■ 会　　場　**東京都労働相談情報センター多摩事務所　7階　セミナー室（アクセス裏面）**

■ 対 象 者　労働者、テーマに関心のある方

■ 定　　員　７０名（※要事前申込）

※手話通訳あり（事前申込制）。手話通訳をご希望の方は 11 月12 日（木）までにお申し込みください。

■ 申 込 先　**東京都労働相談情報センター多摩事務所**

ＴＥＬ：042(595)8731

ＨＰ：TOKYO はたらくネット

https://www.hataraku.metro.tokyo.lg.jp/seminarform/index/menu/

■ 主　　催　東京都

■ 共　　催　立川市・町田市・狛江市・多摩市

※　災害等やむを得ない事情によって、セミナー開催を中止又は延期することがあります。中止・延期の際は、ホームページ「TOKYO はたらくネット」でお知らせいたします。

会場案内図



東京都労働相談情報センター多摩事務所
（〒190-0023　東京都立川市柴崎町３－９－２）

電話：042-595-8731

〔最寄駅〕

JR線・立川駅　徒歩４分

多摩モノレール線・立川南駅　徒歩１分

※ご来場の際は、公共交通機関をご利用ください。

多摩事務所 公式LINE
＜友だち募集中＞
セミナー情報などの配信や
労働相談をご案内しています

～公正な採用選考のために～

東京都では、就職の機会均等を確保するため、応募者本人の適性や能力に基づく公正な採用選考を推進しています。
詳細は、https://www.hataraku.metro.tokyo.lg.jp/kaizen/kosei/をご覧ください。